

こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こどもの健全育成のため新たに取り組を行うボランティア団体等の立上げ及び運営を支援し、地域におけるこどもの居場所づくりへの取組の推進を図ることにより、地域福祉及び児童福祉の向上に寄与することを目的としてこどもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「こども」とは、学童期（小学生年代）からおおむね30歳までの者とする。

2 この要綱において、「居場所」とは、空間、時間及び提供するサービスの種類等を問わずこども本人にとって居心地が良いと思えるものとする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱において補助金の対象となる団体（営利団体を除く。）は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 広陵町ボランティアセンターに登録している団体であり、ボランティア保険に加入している者であること。
- (2) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある場合は、当該交付年度から起算して3年度を超えていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 広陵町内で幅広くこどもが参加できる事業をおおむね月1回（又は年12回）以上、通年的に実施するものであること。
- (2) こどもが広く参加できるよう広報活動を行うものであること。
- (3) 事業実施に当たり、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、安全の確保を十分に図るものであること。
- (4) 食品に関係するものを取り扱う際は、常時、運営に関わるスタッフのうち一名以上は、奈良県知事が指定する食品衛生に関する講習会を受講したスタッフを配置し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）をはじめとする諸法令等を遵守した運営を行うものであること。
- (5) 政治的、宗教的な活動を行うものでないこと。
- (6) 事業を通じて得た情報を町が求めた場合、速やかに提供すること。
- (7) 虐待が疑われる児童を発見した場合、ただちに町へ報告すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に係る講師謝礼、食料費、交通費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、保険料、使用料、賃借料、備品購入費及び諸経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とし、20万円（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をその上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に当たり、地域

のコミュニティの活性化に寄与することの居場所として、広陵町公民館条例（昭和48年7月広陵町条例第26号）に規定する分館、広陵町立集会所条例（平成8年6月広陵町条例第1号）に規定する集会所又は広陵町内にあるこれらに類する集会施設（以下「集会施設等」という。）を使用してこどもの居場所を設置する場合の補助金の額は、5万円（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をその上限とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、広陵町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書（第2号様式）

(2) 事業収支予算書（第3号様式）

(3) 団体の規約、会則、概要（スタッフの名簿、活動実績等）が分かる書類（任意様式）

(4) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 会長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、補助申請者に通知するものとする。この場合において、会長が、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 会長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、理由を付してこどもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により補助申請者に通知

するものとする。

(変更及び中止)

第9条 補助申請者は、前条の交付決定に係る事項を変更しようとするときは、その内容が軽微なものである場合を除き、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付変更申請書(第6号様式)に変更に伴い修正をした書類を改めて添付して会長に申請し、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の変更の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助申請者に対しこどもの居場所づくり支援事業補助金交付変更決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助申請者は、前項の交付変更決定通知を受けたときは、速やかに変更となる事業に係る資料等を会長に提出しなければならない。

4 補助申請者は、補助対象事業を中止しようとするときは、あらかじめこどもの居場所づくり支援事業中止届(第8号様式)により会長に届け出なければならない。

5 前項の規定による中止の届出があった場合において、前条の規定による補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。この場合において、それまでに要した経費は、補助申請者の負担とする。

(実績報告等)

第10条 補助申請者は、補助対象事業が完了したときは、こどもの居場所づくり支援事業実績報告書(第9号様式)に次に掲げる書類(補助対象事業に係るものに限る。)を添えて、会長に報告

しなければならない。

- (1) 事業収支報告書（第10号様式）
- (2) 事業実績調書（第11号様式）
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定の適用を受ける補助申請者は、補助対象事業を実施した年度末に当該補助事業年度における活動実施報告書（集会施設等使用分）（第17号様式）を会長に提出しなければならない。この場合において、前項に規定するこどもの居場所づくり支援事業実績報告書（第9号様式）及び同項各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

3 会長は、前2項の規定により提出された書類のほか、必要があると認めるときは、補助申請者に対し、追加の資料の提出を求めることができる。
（補助金の額確定）

第11条 会長は、前条の規定による事業実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、こどもの居場所づくり支援事業補助金額確定通知書（第12号様式）により補助申請者に対し、通知するものとする。
（補助金の交付請求）

第12条 補助申請者は、前条の補助金額確定の通知を受けたときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付請求書（第13号様式）により、会長に請求するものとする。
（補助金の交付）

第13条 会長は、前条の請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 会長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、第8条の規定による補助金の交付決定の後に、補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、こどもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書(第14号様式)により会長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 会長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定取消通知書(第15号様式)により補助申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について、広陵町社会福祉協議会は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第16条 会長は、第11条の規定により補助金の額を確定した場合において、返還させる必要があるとき、若しくは第8条の交付決定を取り消し、補助申請者に当該取消しに係る補助金を既に交

付しているときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金返還命令書（第16号様式）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助申請者に対する指導）

第17条 会長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合は、補助申請者に対し報告を求め、並びに必要な指導及び助言をすることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に交付を受けた補助金は、この要綱に基づく補助金の交付を受けたものとみなす。